

令和2年度 第2回精華町入札監視委員会 議事概要

日 時	令和2年11月18日(水) 10時00分～12時00分	
場 所	精華町役場 庁舎6階 第2委員会室	
出席委員	委員長 安保 嘉博(弁護士) 委員 川勝 健志(京都府立大学副学長) 委員 横田 慎一(公認会計士)	
議 事 概 要	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>1) 入札及び契約手続の運用状況等について</p> <p>2) 抽出案件に関する入札経緯等について</p> <p>3) 次回抽出委員の選出について</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>	
審議対象期間	令和2年4月1日 ～ 令和2年9月30日	
審議対象件数	[工事] 36件	
内 訳	一般競争入札	25件
	指名競争入札	0件
	随意契約	11件
抽出案件	7件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>○抽出案件に関する入札経緯等について</p> <p>随意契約において、複数者から見積徴取することも検討し、その経過を残すことを検討するべきである。</p> <p>業者の入札金額が、最低制限価格と同額となっている問題点に対する改善意識を持つべきである。</p>	

別紙

2 議事

1) 入札及び契約手続の運用状況等について

意見・質問	回答等
○資料1の総括表について、審議対象案件36件のうち、随意契約案件11件は多いという印象であるがどうか。	○町立小中学校の昇降機の改修、緊急修繕、新型コロナウイルス感染症対策等、特殊性のある内容が多かったためです。

2) 抽出案件に関する入札経緯等について

①令和元年度 農地災害復旧(117-1)工事

…随意契約

意見・質問	回答等
○入札の発注時期が遅いのはなぜか。	○ひとつは、災害の査定を受ける必要があったためです。もうひとつは、平成30年度の災害復旧工事が不調となっており、そちらの発注を進めるため、本案件の発注時期を調整したためです。
○入札不調の原因は何か。	○本案件を受注した場合、工事が完成するまで他の土木工事を受注することが出来なくなるため、入札参加を避けられていると考えています。
○全庁的に随意契約を積極的に活用するといった基準があるのか。	○基準は作成していません。しかし、入札不調や緊急性を要する場合等には、契約方法のひとつとして随意契約の検討を行っています。
○前年度に発注を行う方法は可能であるのか。	○発注時期の平準化等を考慮しながら、債務負担行為の活用や前倒しといった早期発注を進めていきたいと考えています。

②令和2年度 精華町立精北小学校昇降機耐震改修等工事

…随意契約

意見・質問	回答等
○予定価格はどのように設定したのか。	○契約業者から参考見積書を徴取し、公共建築工事積算基準に基づき積算した。
○設置業者以外の業者を選定しなかったのはなぜか。	○設置業者以外の業者からは、改修後の不具合や事故等を考慮され、参考見積書の提出が

別紙

<p>○設置業者以外に見積書の提出依頼をした経過はないのか。</p> <p>○経過を残しておくことは可能か。</p>	<p>できない旨の回答があったため、設置業者を選定した。</p> <p>○文書による依頼を行っておらず、経過を残していません。</p> <p>○今後、その取扱いを検討してまいります。</p>
--	---

③令和2年度 僧坊・旭線他道路除草等業務委託

…一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○落札金額が最低制限価格と同額の理由は。</p> <p>○入札金額が適切な積算であるかの確認は。</p> <p>○予定価格等の様々な情報の公開が、業者の積算能力の向上にならないのでは。</p> <p>○全国的に、予定価格の事後公表へ変わってきているが、その検討は。</p>	<p>○予定価格の事前公表や予定価格の積算にかかる設計図書公表、最低制限価格の計算方法等を公表していることから、業者が容易に積算できているものと考えています。</p> <p>○入札金額の根拠となる内訳書の提出を義務付けており、落札候補者となった全ての業者の内訳書の有効性を確認しています。</p> <p>○予定価格等の公表を行うことで、業者側で積算の答え合わせを行うことができ、積算能力を上げていってもらっていると考えています。</p> <p>○令和2年度から試行的に実施していく予定です。</p>

④令和2年度 未就学児交通安全対策工事

…一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○落札業者が造園業者だと思うが、工事施工に問題はないか。</p> <p>○ほとんどの業者が、最低制限価格に近い理由は。</p>	<p>○落札業者については、町の土木一式工事の等級でB級の等級を持ち、入札参加申請時に必要な技術者や資格の確認を行っており、施工可能であると考えています。</p> <p>○③の案件と同じく、様々な公表により、積算ができているものと考えています。</p>

⑤令和2年度 道路排水ポンプ修繕工事

…随意契約

意見・質問	回答等
○この工事は、設置業者しかできないのか。	○設置した道路排水ポンプにかかる設計書や図面等が見当たらず、内容を熟知している設置業者に発注したものです。
○瑕疵担保期間内の修繕であるか。	○瑕疵としての修繕ではありません。
○設計図や図面等が無い場合、設置業者が倒産すると修繕できなくなると思うがどうか。	○設計書や図面等について、整理していく必要があると考えています。
○設置は、いつか。	○約25年ほど前です。
○現状で、このような修繕を行うことができる業者は、町内にいないのか。	○電気設備を扱うことができる業者はいるが、今回は、ポンプ等の設備であったため、設置業者に依頼しています。
○設計書や図面等が保存されていれば、町内の業者で対応できるということか。	○町内の業者で対応できるか、検討してまいります。

⑥令和2年度 北稻浄水場2号直配ポンプ用インバータ修繕

…随意契約

意見・質問	回答等
○この落札率となっている理由は。また、1者のみ選定の理由は。	○緊急を要する修繕であり、緊急修繕にかかる協定書を締結している業者に見積書ももらい、発注したためです。
○複数の業者に見積を徴取することが出来ないほど緊急であったのか。	○ポンプが停止してしまっていたため、緊急の対応が必要でありました。
○業者が提出した見積書の妥当性の確認は行ったのか。	○内訳書を提出させており、本課で確認しました。
○協定書を締結している業者数は。	○施設や設備ごとに締結しており、5者と6つの協定書を締結しています。
○修繕契約書の日付について、契約日が工期よりも後となっているが説明してほしい。	○緊急の対応が必要であったため、修繕を発注した後、契約を行ったものであります。

別紙

<p>○契約金額は、発注時点で確定金額であったのか。</p> <p>○見積時から金額が変更となった場合の対応は。</p>	<p>○概算金額です。</p> <p>○業者と協議を行います。</p>
--	-------------------------------------

⑦令和2年度 町立中学校（精華南）仮設手洗等設置工事

…随意契約

意見・質問	回答等
<p>○辞退理由の把握は。</p>	<p>○既に受注している工事があり、技術者の配置が困難ということが主な理由です。</p>